第22条第１項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした新法公営住宅にあっては３分の２（最初の５年間は４分の３）、その他の新法公営住宅にあっては２分の１、旧法公営住宅にあっては、旧第一種公営住宅にあっては２分の１、旧第二種公営住宅にあっては３分の２、特定住宅及び特目住宅にあっては、阪神・淡路大震災の被災居住者等が入居する管理人住宅以外の住宅にあっては３分の２（最初の５年間は４分の３）、管理人の居住する住宅にあっては３分の１、その他の住宅にあっては２分の１

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一八・一五を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　同上］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{52{,}400 \times A} \times (466 \times A + 144{,}631 \times B + 680 \times C)$$

算式の符号

［同左］

B　当該市町村における「被保護者調査」によって厚生労働省に報告された令和６年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数

C　当該市町村における「令和５年度学校給食実施状況等調査」によって文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数

四　小学校費　児童数

１　密度補正Ⅰに用いる密度は、スクールバス等の数に一一九・九四を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［２・３　略］

４　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{1}{53{,}000 \times A} \times (629 \times A + 76{,}660 \times B)$$

算式の符号

［略］

B　当該市町村における「被保護者調査」によって厚生労働省に報告された令和７年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数